

平成 21 年 4 月から

介護保険料が改定され

■問い合わせ先 高齢障害課介護保険係 ☎ 82-1172

○第 1 号被保険者（65 歳以上の人）の介護保険料が変わります

第 1 号被保険者の保険料は 3 年ごとに改定されます。このたび改定される保険料は、平成 21 年度から 23 年度までの保険料です。このたびの改定に関する主な見直し点は、次のとおりです。

見直し点



1 基準額の見直し

介護保険料の基準額（年額）が、

47,400 円 → **46,920 円**

に変更になります。

見直し点



3 介護報酬改定に伴う保険料の軽減措置

平成 21 年度から、介護従事者の人材確保や処遇改善を図るため、3%の報酬増額改定が行われます。これに伴い上昇する保険料を抑制するため、21 年度は報酬改定により上昇する保険料額の全額、22 年度は半額が国より補填されます。その結果、21 年度、22 年度は保険料の軽減が行われ、21 年度から 23 年度までの保険料は毎年変更されることになります。

| ※年度 = 平成 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 保険料年額 (A) | 46,920 円 | 46,920 円 | 46,920 円 |
| 国からの補填 (B) | 1,440 円 | 720 円 | — |
| 実際の支払額 (A-B) | 45,480 円 | 46,200 円 | 46,920 円 |

※表中の保険料年額 (A) は、基準額の場合を例に挙げています。

見直し点



2 所得段階の細分化

保険料は、世帯の課税状況や本人の所得状況等により段階を設けて算定しています。このたび、より所得に応じた負担となるように見直しを行い、**保険料の段階を 7 段階から 9 段階に細分化**しました。

平成 21 年度から 23 年度までの介護保険料の段階および保険料は、下記の表のとおりです。

◎所得段階別保険料（表中の ■ が基準額）

| 該当者 | 新保険料 | 新保険料 | | | | |
|-------------------------------|------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------|
| | | 平成 21 ~ 23 年度 までの保険料段階 | 平成 21 年度 保険料 (年額) | 平成 22 年度 保険料 (年額) | 平成 23 年度 保険料 (年額) | |
| 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 | ■ | 第 1 段階 (基準額 × 0.5) | 22,740 円 | 23,100 円 | 23,460 円 | |
| 世帯全員が市民税非課税 | ■ | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 | 第 2 段階 (基準額 × 0.5) | 22,740 円 | 23,100 円 | 23,460 円 |
| | | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える | 第 3 段階 (基準額 × 0.75) | 34,110 円 | 34,650 円 | 35,190 円 |
| 世帯内に市民税課税者がいる場合 | ■ | 本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 | 第 4 段階 (基準額 × 0.9) | 40,932 円 | 41,580 円 | 42,228 円 |
| | | 本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える | 第 5 段階 (基準額) | 45,480 円 | 46,200 円 | 46,920 円 |
| 本人が市民税課税 | ■ | 合計所得金額が 125 万円未満 | 第 6 段階 (基準額 × 1.1) | 50,028 円 | 50,820 円 | 51,612 円 |
| | | 合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満 | 第 7 段階 (基準額 × 1.25) | 56,850 円 | 57,750 円 | 58,650 円 |
| | | 合計所得金額が 200 万円以上 700 万円未満 | 第 8 段階 (基準額 × 1.5) | 68,220 円 | 69,300 円 | 70,380 円 |
| | | 合計所得金額が 700 万円以上 | 第 9 段階 (基準額 × 1.75) | 79,590 円 | 80,850 円 | 82,110 円 |